

平成 27 年 1 月から、次の制度が変わりました。

●高額療養費の自己負担限度額・・・・・・・・・・・・・・・・

1 ヶ月の医療費の「自己負担限度額」は所得に応じて区分されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、さらに細分化されました。

平成 26 年 12 月まで

上位所得者 標準報酬月額 53 万円以上	150,000 円 + (医療費総額 - 500,000 円) × 1 %
一般所得者 標準報酬月額 53 万円未満	80,100 円 + (医療費総額 - 267,000 円) × 1 %
低所得者 (住民税非課税者)	35,400 円

平成 27 年 1 月から

標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 + (医療費総額 - 842,000 円) × 1 %
標準報酬月額 53 ~ 79 万円	167,400 円 + (医療費総額 - 558,000 円) × 1 %
標準報酬月額 28 ~ 50 万円	80,100 円 + (医療費総額 - 267,000 円) × 1 %
標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円
低所得者 (住民税非課税者)	35,400 円

高額療養費の詳細は→ [健康保険組合ホームページ](#) [医療費が高額になったら](#)

●出産育児一時金・・・・・・・・・・・・・・・・

産科医療補償制度の見直し (掛金が 30,000 円から 16,000 円に引き下げ) に伴い、出産/家族育児一時金についても見直しが行われました。

※産科医療補償制度の対象となる出産の場合の支給額は 420,000 円のままです。

平成 26 年 12 月まで

産科医療補償制度の対象となる出産の場合の支給額は 420,000 円

(内訳: 産科医療補償制度掛金 30,000 円 + 出産/家族出産育児一時金 390,000 円)

産科医療補償制度の対象外となる出産の場合の支給額は 390,000 円

平成 27 年 1 月から

産科医療補償制度の対象となる出産の場合の支給額は 420,000 円

(内訳: 産科医療補償制度掛金 16,000 円 + 出産/家族出産育児一時金 404,000 円)

産科医療補償制度の対象外となる出産の場合の支給額は 404,000 円

出産/家族出産育児一時金の詳細は→ [健康保険組合ホームページ](#) [出産したら](#)